

## 丸沼高原レーシングクラブ規約

- 第1条 [名称]  
本会の名称を丸沼高原レーシングクラブとする。
- 第2条 [目的]  
スキーを通じて会員相互の親睦を図るとともに、会員の競技スキー技術向上並びに競技スキーの普及を目的とする。
- 第3条 [事業]  
本会は第2条の目的にそつた事業を行う。
- 第4条 [入会]  
本会の目的に賛同するもので、会員2名の推薦を受け、運営委員会で承認されたものは入会することができる。
- 第5条 [退会]  
事情により活動が困難になった者は、退会することができる。その際、退会届を会長に提出する。
- 第6条 [会員の義務]  
会員は積極的に会の事業に参加し、年会費を納入する義務を負う。
- 第7条 [運営委員会]  
(1) 本会の目的を達成し、会の運営を円滑かつ適正に行い、日常的な会務を執行する為に、運営委員会を設置する。  
(2) 運営委員は総会で選任し、任期は1年とする。  
(3) 委員会は委員の過半数を持って成立する。  
(4) 委員会は必要に応じて、概ね1ヶ月に1回程度開催する。
- 第8条 [役員]  
(1) 運営委員の互選により、次の役員を置く。  
a. 会長 1名  
b. 副会長 若干名  
c. 事務局長 1名  
d. 会計 1名  
(2) 役員の任期は1年とする。  
(3) 役員の任務  
a. 会長は本会を代表し、会務を総括する。  
b. 副会長は会長を補佐し、会長が事情により会務を統括できない場合、会長の任務を代行する。  
c. 事務局長は会務執行にともなう事務を行う。  
d. 会計は本会の経理・会計を行う。

第9条 [会計監査]

- (1) 本会の会計事務を監査する為に、会計監査2名を総会において選任する。
- (2) 会計監査の任期は1年とする。

第10条 [総会]

- (1) 総会は本会の最高決議機関であって、会員の過半数の出席をもって成立する。
- (2) 総会は原則として年1回開催する。
- (3) 総会は本会の規約改正、運営委員会の審議決定事項に対する承認及び変更、運営委員の選任等の事項について審議決議する。
- (4) 総会の決定は出席者の過半数をもって決定する。
- (5) 定例総会は会長が召集する。又、会長または運営委員会で必要と認めた場合、及び会員の3分の1以上の要請があった場合は、臨時総会を開催することができる。

第11条 [会の運営財源]

- (1) 年会費、事業収入、寄付金及びその他の雑収入をもって財源とする。
- (2) 年会費は、運営委員会において別途定める。

第12条 [会計年度]

毎年9月1日に始まり、翌年の8月31日に終わる。

第13条 [会員の資格喪失及び除籍]

年会費を当該年度の9月末までに納入しない者は、会員の資格を喪失する。又、相当の理由なく会員としての義務を怠った者は、運営委員会の決議により総会において除籍にする。

第14条 [規約の改正]

この規約は、運営委員会の提案により総会において改正することができる。

< 付 則 >

この規約は1993年3月1日より施行する。